

# 明石市立文化博物館空冷チラー冷媒回路整備修繕業務特記仕様書

## 1 業務概要

業務名称 明石市立文化博物館空冷チラー冷媒回路整備修繕業務  
場 所 明石市上ノ丸2丁目13-1（以下、「現場」という。）  
期 間 契約の翌日から、令和9年3月31日（水）まで  
概 要 明石市立文化博物館空冷チラー冷媒回路整備修繕

## 2 支払条件

完成確認後、一括支払い

## 3 特記事項

- (1) 受注者は、業務にあたり要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、業務を行うこと。
- (2) 業務担当技術者は、履行期間中原則として変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当職員に報告すること。
- (4) 業務着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、業務完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 業務期間中は、作業内容の必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせの上で、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) 現場での作業は以下の日程で実施すること。  
令和8年11月6日（金）～11月11日（水）  
上記日程で実施できない場合は協議の上、以下の期間での実施も可能とする。  
令和8年11月14日（土）～令和9年1月11日（月・祝）  
令和9年1月16日（土）～3月7日（日）
- (8) 敷地内は、全面禁煙とする。
- (9) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。
- (10) 本業務に係る車両の駐車場所は、本市担当係員との調整による。
- (11) 仕様書等に記載がなくても、業務上必要なことは請負者の負担により履行期間内に責任を持って解決すること。ただし、請負者の責によらない問題により発生した費用の負担は協議によるものとする。

## 4 業務内容

- (1) 業務場所  
別添図面による
- (2) 機器仕様  
別紙機器一覧参照
- (3) 業務内容  
明石市立文化博物館の空冷チラー（1系統3台）の電装部品等の改修  
・既設空調室外機のファン関連部品の更新

- ・既設空調室外機のポンプ関連部品の更新
  - ・既設空調室外機の制御部品の更新
  - ・試運転調整
- (4) 整備の対象となるチラー3台について、1台ずつ整備を実施し、これらの系統の空調が停止することがないように修繕を実施するとともに、館内空調への影響を可能な限り少なくすること。